

産業建設常任委員会記録

令和 8 年 6 月 1 2 日

【開催日】 令和8年6月12日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時23分

【出席委員】

委員長	恒 松 恵 子	副委員長	中 島 好 人
委員	穂 本 真 一	委員	武 野 裕 司
委員	中 村 博 行	委員	福 田 勝 政
委員	矢 田 松 夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	大 井 淳一朗		
-----	---------	--	--

【執行部出席者】

経済部長	高 橋 雅 彦	経済部次長兼商工労働課長	工 藤 歩
商工労働課参事	藤 山 雅 之	商工労働課課長補佐	原 野 浩 一
商工労働課GX・企業立地推進室主任主事	河 口 竣 亮		

【事務局出席者】

局長	船 林 康 則	議事係書記	末 岡 直 樹
----	---------	-------	---------

【審査内容】

- 1 議案第41号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 その他

午前9時 開会

恒松恵子委員長 皆さんおはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。審査内容は、お手元の審査日程のとおりです。審査内容1、議案第41号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 それでは、議案第41号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別にお配りしています資料に沿って御説明いたします。まず、1の概要についてです。本条例は、産業の振興と雇用の拡大を目的として平成28年10月に制定した「山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」を改正するもので、その内容といたしましては、市内で新設又は増設した資産について、固定資産税の課税免除又は不均一課税を実施できることを定めています。次に、2の条例制定の経緯です。国における地方創生の一環として、東京一極集中を緩和し、地方の雇用確保を図るために、東京23区から地方への本社機能の移転や、地方にある本社機能を拡充する事業者に対して、税制面で優遇するため平成27年に地域再生法が改正されました。この改正を踏まえ、山口県が、内閣府から地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受け、本市においても、この計画に基づき条例を制定したものです。この度、国が「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（令和8年総務省令第38号）」を改正し、特例措置の適用期間の2年延長及び課税特例の対象となる償却資産の範囲を、所得税法施行令及び法人税法施行令に規定される「機械及び装置」に限定したことに伴い、本市も条例改正を行うものです。次に、3の特例措置ですが、この制度には、移転型と拡充型の2種類があります。移転型は東京23区からの本社機能の移転が対象となり、拡充型は地方にある本社機能の強化となります。特例措置には、国税における課税の特例や、地方税の課税免除及び不均一課税などがあります。市では固定資産税の課税免除及び不均一課税を行っており、適用期間は3年間です。この特例措置の申請に当たっては、まず事業者が山口県に事業計画書を提出し、山口県から認定を受ける必要があります。その後、認定を受けた事業者は、市に固定資産税の課税免除及び不均一課税の申請を行うことになります。次に、4の条例改正の内容について

です。４の（１）につきまして、今回の法改正により、適用期限が「令和８年３月３１日まで」から「令和１０年３月３１日まで」に２年間延長されたことに伴い、条例についても、事業者が山口県から認定を受ける期間を「令和８年３月３１日まで」から「令和１０年３月３１日まで」に変更いたします。次に、４の（２）につきましては、課税特例の対象となる償却資産の範囲が、所得税法施行令等に規定される「機械及び装置」に限定されたことに伴い、条例についても同様に改正するものです。

４の（３）には、経過措置について定めています。今回の改正は令和８年４月１日から適用となりますが、事業者が県の認定を受けた時期によって、適用される条例内容が異なります。具体的に言いますと、令和８年４月１日以降に事業計画を策定し、新たに県の認定を受けた事業者が、特定業務施設を新設又は増設する場合には、今回の改正後の条例が適用されます。一方で、令和８年３月３１日までに事業計画を策定し、既に県の認定を受けている事業者につきましては、今後、特定業務施設を新設又は増設する場合であっても、引き続き、改正前の条例が適用されることとなります。このように、事業者の公平性を保つため、認定を受けた時期に応じて、新旧の条例の適用関係を整理するものです。最後に参考欄を御覧ください。移転型、拡充型それぞれにおける不均一課税適用時の税率についてです。通常の場合は、固定資産の課税標準額に標準税率１．４％を掛けたものとなりますが、特例措置の適用により、移転型については１年目が課税免除、２年目の税率が０．３５％、３年目０．７％となります。拡充型では、１年目の税率が０．０１％、２年目が０．３５％、３年目０．７％としています。なお、不均一課税を実施した地方自治体に対しては、減収分について地方交付税による補填措置がございいます。御審査のほどよろしく願いいたします。

恒松恵子委員長 執行部から説明が終わりました。ここで委員から質疑を求めます。

中村博行委員 これは延期ということですけど、この案件に対して、今までの

実績をまず教えてください。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 今回の地方活力向上地域における課税免除不均一課税に関する条例について、対象につきましては、令和2年度に1件、令和5年度に1件の2件の認定をしております。

中村博行委員 そうすると、また2年延長ということですが、今予定されている案件があるのかどうか。あるのであれば何件ぐらいあるかをお尋ねします。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 現状、県にも確認しておりますが、今後認定される予定の案件はないと聞いております。

矢田松夫委員 基本的なことをお尋ねしますが、以前これに適用した企業については、今回は減税の適用をしないという理解でいいですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 既に対象になった2件につきましては、以前の内容をもって、この減免なり、不均一課税なりの対象にはなりません。

矢田松夫委員 条例第6条の受けた家屋、構築物及び土地については適用しないということは、今言われたことに関連するんじゃないですかね。第6条の適用除外という欄です。

工藤経済部次長兼商工労働課長 第6条の適用除外の項目について、こちらに記載しておりますのは、この度の条例改正につきましては、地域再生法の内容が改正されたことに伴う課税免除及び不均一課税についての改正でございます。ただ、同じく課税の優遇措置を受けれることを規定した法律が別にございまして、第6条につきましては、別法による免除ないし不均一課税を受けているものについては、そちらの対応になりますということを規定した条文となっております。

矢田松夫委員 概要の中で、３行目に「新・増設した資産」とあります。これが建物だけと見えるんですが、土地とかさっき言った構築物——ですから、この家屋以外の構築物とかあるいは土地とかも対象になるのか、ならないのか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 建物及びその附属施設、それから構築物、それとこの度改正して、償却資産につきましては、機械及び装置に限定することとなりましたので、項目としてはその３項目が対象となります。土地については含んでおりません。

矢田松夫委員 土地は含まれない。対象資産の中には、土地、建物、構築物となっているんですが、これはないということですか。

恒松恵子委員長 なぜ土地が含まれないのかという質疑だと思います。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 すみません。先ほど土地は含んでいないとお伝えしましたが、間違いで土地も対象になります。土地、家屋、構築物と償却資産が対象となります。

工藤経済部次長兼商工労働課長 誤った回答をいたしまして、申し訳ございませんでした。

恒松恵子委員長 土地も対象になるとのことです。そのほか、質疑はございますか。

福田勝政委員 移転型で東京からと限定されているわけですね。東京２３区からで、ほかの都会は駄目なわけですか。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 委員おっしゃるとおり、東京２３区

からの移転のみが対象となっております。

福田勝政委員 それから、拡充型を詳しく教えてもらいましょうか。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 拡充型というのは、既に山陽小野田市内に本社を置いていらっしゃる事業者が、さらに新しく土地を買われたり、新しく建物を建てられたりといった場合に対象となります。

矢田松夫委員 東京1極集中の弊害が出ていて、地方に活力を向上するために、今回のこの税制措置がされたというのが基本ですから、東京23区というのはもう当たり前のことなんですけど、例えば、固定資産税を減税するということは、その分ほど市に収入が入らないと。それでは入らない分はどうか。交付税措置で補填するというのなら分かるんですが、それらについての税制措置を答えていただきたいと思います。

工藤経済部次長兼商工労働課長 こちらの優遇措置に伴う減収分につきましては、交付税にて補填がなされる制度となっております。

穂本真一委員 2年延長ということなんですけど、この2年というのは何か理由があるのでしょうか。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 この制度が東京の一極集中を避けるためというところになります。また、地方への移転拡充を国からの後押しという形でこの制度がございますので、地方に移転拡充させる企業が増えるように、この制度があるものと認識しております。

穂本真一委員 ということは、また2年後も延長する可能性もあるということなんですよね。

工藤経済部次長兼商工労働課長 こちらの期間については、省令で社会全体の

状況を見ながら定められております。この度の2年延長も内閣府からの省令の改正を受けて、条例も同じく定めたものでございますので、また2年後の状況を見て、省令の改正が行われれば、同様の取扱いを行いたいと考えております。

矢田松夫委員 この条例改正が令和2年、令和4年、令和6年、今回令和8年で2年ごとになっているから、この期間は何で2年ごとなのかという説明はありましたか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 期間については、内閣府からの省令の中に定めがありまして、今まではそれが令和8年3月31日までとなっておりました。その省令の内容が、この度、令和10年3月31日までと変わりましたので、それに伴って条例についても変えたものです。

矢田松夫委員 いやいや。何で2年ごとなのかと。それは省令で2年ごとに変わったから2年と言うけど、何で2年のスパンなのかを聞いた。

原野商工労働課課長補佐 やはり経済情勢とか国の動向とかもあると思いますので、その辺は様子を見ながら国もそういった施策については検討しているものとは考えられると思っております。

穂本真一委員 今回課税免除の対象から除外されるものに関して、具体的にどういうものがあるのかをお答え願えますか。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 所得税法、法人税法で定められるものになるんですけれども、主要なものは、器具及び備品などといった、プリンター等、事務機能で使用する償却資産が対象外となります。

福田勝政委員 償却資産の件ですけれども、機械及び装置で限定されてますよね。これは土地とか建物とかは関係ないですか。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 はい、委員おっしゃるとおり、土地や建物には影響ございません。

中島好人副委員長 一応確認ですけども、固定資産税の標準税率は1.4%で移転型も拡充型も同率なんですか。（発言する者あり）

工藤経済部次長兼商工労働課長 もともとの標準税率については、全て同じく1.4%です。

中島好人副委員長 移転型では、要するに東京23区からこちらに移転すれば、1年目は免除で、段階的になっています。東京以外からこちらに移転した場合は、全然免除にならないし、ずっと1.4%の税率が掛かるということになるわけですかね。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 取扱いとしましては、東京23区以外からの地域から本社を移転されて、山陽小野田市内に新たに土地を取得されて拡充される場合には拡充という形で対象となってきます。飽くまで移転型は東京23区からになりますが、東京23区以外から本社を移転されて拡充される場合には、拡充型として対象となります。

矢田松夫委員 さっき対象となった過去の例がありました。この業種は分かりますか。分かった上で、駄目な業種というのはあるんですかね。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 この制度について、対象業種は示されておりません。飽くまで本社の事務所機能、研究所機能を拡充されるものが対象業種になりますので、いわゆる店舗や、営業所が対象外となります。過去の対象の実績につきましては製造業になります。

矢田松夫委員 私が聞いた、調べた中では、農林水産業も対象になるとのこと

ですが、これらは今後あり得るんよね。例えば、マルハニチロが東京にあったのを下関市に持ってきたとか、農林水産も対象になるということですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 業種の縛りはございませんので、東京２３区からの移転でしたら、移転型での対応となります。

恒松恵子委員長 そのほか、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは質疑を終了いたします。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。それでは、議案第４１号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を認めます。

（賛成者挙手）

恒松恵子委員長 全員賛成により可決すべきものと決しました。続きまして、
審査番号２、その他、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なし
とのことです。それでは以上で産業建設常任委員会を終わります。お疲れさまでした。

午前９時２３分 散会

令和８年（２０２６年）６月１２日

産業建設常任委員長 恒 松 恵 子